平成15年度法務省事後評価実施結果報告書<要旨>

1 事業評価方式を使用する政策

事業等の内容 事業等の名称 法務に関する研究

近年,我が国においては,刑法犯認知件数が戦後最高水準にあり,検挙人員 は戦後最高を記録するなど犯罪の増加傾向が著しい状況にある。この原因がど こにあるか,また,その対策として,どのような措置が講ぜられなければなら ないかを研究することは、極めて困難であり、短月日にその結論を得ることは できないが、犯罪の防止と処理に関係する機関の責務として、法務総合研究所 が,実証諸科学を活用して,刑事政策に関する総合的な調査研究を行い,有効 な施策を確立するための基礎的資料を提供する。

事後評価の内 容

評価手法については、外部評価機関である「研究評価検討委員会」における 評価結果とした。

競争的資金による課題(注1)については該当なし。

重点的資金による課題(注2)として,犯罪被害者に関する総合的研究,少 年法改正等に伴う少年刑事司法制度の現状に関する総合的研究,新類型犯罪者 の処遇に関する総合的研究をそれぞれ行ったところ、継続研究となっている犯 罪被害者に関する総合的研究については、今後の研究の成果が期待されるとの 評価を、その他の研究については、目標に沿った一定の成果物を期限内に出し、 所期の成果が上げられているとの評価をそれぞれ得た。

基盤的資金による課題(注3)として、平成15年版犯罪白書において、 審で死刑又は無期懲役を求刑した事件について背景分析を行い,特集として「変 貌する凶悪犯罪とその対策」を作成した。また,平成14年版犯罪白書の英訳 版を作成(英文白書)したほか,矯正施設における効果的処遇に関する研究, 保護司の活動及び意識に関する調査研究,保護観察対象者の分類の基準に関す る研究、薬物乱用の効果的な予防と薬物乱用者の処遇に関する研究、企業犯罪 の防止と制裁に関する法学及び経済学的視点からの研究,交通事犯の動向に関 する研究,海外の保護観察制度-イギリス等の保護観察制度の改編に関する調 |査・をそれぞれ行ったところ ,いずれの研究も所期の成果を上げたものであり , 研究として十分評価に値するものであるとの評価を得た。

(注1) 競争的資金による課題 公募により複数の候補の中から優れたものが競争的に選択され、 実施される課題。

- 重点的資金による課題 (注2)
 - 国が定めた明確な目的や目標に沿って重点的に推進される課題。
- 基盤的資金による課題 (注3) 研究開発機関に経常的に配分された資金により実施される課題。

2 実績評価方式を使用する政策

(1) 国民の権利の保全に関する法制度の整備・運営及び国民の基本的人権の擁護

施策等の名称	登記事	■ 野のコンピュータ化			
目標	登記事項 大幅に短 クセスす	情報の電子化により, 質証明書等の迅速な交 短縮される。また,利 「ることができ,また 「できるようになるな	付が可能と 用者が,登 ,自宅近く	たなるなど利用者の窓 記所に出向くことな の法務局において他	口での待ち時間が く,登記情報にア 2管轄物件の証明書
		1	需要の多い	Y価総括年次: 平成 1 都市部を中心として	
	指標1	の登記簿の総不動産 筆個数に対する移行 完了筆個数		度末までに , 需要の として全国の主要な の電子化を完了する	登記所の登記情報 。 -
	指標2	商業・法人登記: 全国の登記簿の総会 社・法人数に対する 移行完了会社・法人 数		商業・法人登記に 5年度末までに,需 中心として全国の主 情報の電子化を完了	要な登記所の登記
評価の内容	い て ま て た 不 の ま で に 乱 で に 引 に 引 に 引 に 引 に 引 に 引 に 引 に 引 に 引 に に 引 に に に に に に に に に に に に に	登記については,約7%をコンピュータ化商業・法人登記につ8%をコンピュータを 18%をコンピュータを 18%をコンピュータを では,平成1 でででは,需要の多いででである。 ま要登記所の登記情	し,不動度 いては,然 化し,商業 5年度市 5 野込みであ	1867完了率は , 7 0 13 5 0 万法人のうち 4・法人移行完了率は 5 ける電子化の実績を 5 中心とする全国の主 5 り , 商業については	. 2%となった。 i 平成15年度にお i , 79.4%とな :維持すれば, 平成 i 要登記所について i , 平成15年度末
	登記所の ことなと して,新	ら。 商業については , 現 シコンピュータ化の実 ごから , 平成 1 6 年度 「たな達成指標を設定 こととする。	現に向けた からは , 最	:新たな目標の設定が 最終的な登記情報の電	が要となっている 子化の完了を目指

商業登記に基礎を置く電子認証制度の導入

標基本目標 目

商業登記に基礎を置く電子認証制度(以下「本制度」という。)の導入を次 の「達成目標」により進めることにより,電子商取引や電子申請・届出の基盤 整備を早期に実現する。

> **【基準年次:**平成13年度 **評価総括年次:**平成16年度】

達成目標

人の割合

本制度を利用可能な法人の割合を平成16年度早期に100%とする。

指標

本制度を利用可能な法 目標値等

平成13年度末:約50%以上 平成14年度末:約85%以上

平成15年度末:約95%以上 平成16年度早期:100%

評価の内容

平成15年度においては,予算の効率的な執行に配慮しつつ,保有法人数の 多い登記所から優先的に制度を導入するよう配慮し、新たに222登記所にて 運用を開始した。

なお,この結果,40万弱の法人について,新たに本制度の利用が可能とな った。

平成15年度末現在において,本制度を利用可能な法人の割合は,約98% となっており,基本目標を達成している。

なお,平成16年度においても引き続き電子商取引や電子申請・届出の基盤 整備を早期に実現するため、計画的な導入を図ることとしている。

施策等の名称 外国法事務弁護士の在り方 目 標基本目標 国民等が享受する外国法事務サービスの向上 【**基準年次・評価総括年次:**平成15年度】 達成目標 外国法事務弁護士の質を保ちながら数を増やす。 指標1 目標値等 外国法事務弁護士の増加 対前年度増 指標2 承認取消者の数 目標値等 承認取消者数ゼロの維持 評価の内容 平成15年度の外国法事務弁護士の現登録者数は,前年度の189人から1 2.6%増加して213人となった。前年度の1.6%増と比較すると大幅に 増加しており,外国法事務サービスの供給量が増加し,結果として国内外の二 ーズに応えるものとなったと評価することができる。また,承認取消者数ゼロ を維持することができたことは、これまでの資格審査事務が適正であったこと を示すものであるとともに、登録後も二年次報告書等によりその業務内容を把 握することに努めてきた成果であり,外国法事務弁護士の質を保ちながら数を 増やすという達成目標を達成する結果となった。 今後も、社会、経済活動の国際化に伴い、国民等が享受する外国法事務サー ビスを供給することのできる司法的なインフラとして、外国法事務弁護士に対 するニーズの継続的な増加が見込まれることから、外国法事務弁護士制度の整 備,拡充を図っていく必要がある。

債権管理回収業の監督

目 標基本目標

債権管理回収業における債権管理回収行為等の適正が確保される。

【**基準年次・評価総括年次:**平成15年度】

苦情申立ての状況(苦情率) | 目標値等 |

達成目標

指標1

債権回収会社の違法・不当な業務による国民被害を未然に防止するととも に、暴力団等反社会的勢力の参入を排除する。

対前年減

	· ·	情率 = 年間苦情受付件数 ÷ 会社数 × 100)				
指標2		権回収会社に対する立入 の実施状況 (実施率)	目標値等	対前年増		
指標3		権回収会社に対する立入 で指摘した事項の改善状	目標値等	1		
参考指	標 1	回収先(債務者)ヒアリングによる回収状況把握				
参考指	標 2	債権管理回収業の営業許可審査件数				
参考指	漂 3					

評価の内容

債権回収という業務行為の性質上,一般的には,暴力団員等の反社会的勢力の参入や,債務者に対する過酷な取立て等が行われる懸念があるところ,これらの成果指標である「苦情率」については56.5%で前年度に比較して3.9ポイント増加しているが,行為規制に関する実質的な苦情率は49.4%で前年度(51.3%)と比較すると1.9ポイント減少している。

次に,結果指標である「立入検査の実施率」及び「ヒアリング実施件数」については,いずれも大幅に増加しているほか,ヒアリング結果等についても特に問題になる事項は認められない。しかしながら,業務改善命令に係る行政処分が1件実施されたが,その内容は会社の運営体制に関するもので,反社会的勢力の参入や過酷な債権取立てに関するものではない。

したがって,総合的に判断して,いずれの指標についても目標値を達成し得たと評価することができる。

なお,債権管理回収業の許可申請件数は,87件で前年度(76件)に比較して11件増加(増加率14.5%)するなかで,これら営業許可の審査及び許可後における上記監督を通じ,今後も債権管理回収行為の適正を確保することとしている。

民事法律扶助事業の推進

目

標基本目標

資力に乏しい者の「裁判を受ける権利」が実質的に保障される。

基準年次 評価総括年次 :平成 1 5 年度 】

達成目標 1

増大する需要に対処するため,事業の効率化を図りつつ,民事法律扶助事業(法律相談援助,代理援助及び書類作成援助)の実施件数を増加させる。

指標 1	法律相談援助の実施件数	目標値等	対前年度増
指標 2	代理援助の実施件数	目標値等	対前年度増
指標3	書類作成援助の実施件数	目標値等	対前年度増
指標4	大量一括委託契約による事件数	目標値等	対前年度増

参考指標

代理援助事件(終結事件)の成功率

達成目標 2

立替金債権の償還率を向上させる。

指標

償還率

目標値等

対前年度増

評価の内容

平成15年度の代理援助,書類作成援助及び法律相談援助の各件数は,いずれも平成14年度と比べて大幅に伸びており,他方で,法律扶助協会東京都支部においては,特定の法律事務所に対し,通常より低い単価で,自己破産事件を大量一括委託することを拡大するなど,事業の効率的執行のための工夫もなされている。また,平成15年度に終結した代理援助事件については,少なくとも84.6%の事件が勝訴,和解など被援助者の権利が実現される方向で終結している。

償還金収入は,民事法律扶助の主要な財源となっているが,平成15年度償還金収入は45億円を超え,昨年度を8億強上回るものである上,引き続き償還率も向上している。このことは,扶助協会において,立替金債権を適正に管理し,償還金収入の確保に努めていることを示すものである。

以上のとおり,達成目標1の指標1~4,達成目標2の指標の目標をいずれも達成されており,平成15年度の民事法律扶助事業は,適正に実施されたものと評価できる。

(2) 法秩序の維持(刑事・治安の面から)

施策等の名称	被害者	等通知制度の適切な運用	用			
目標	基本目標	基本目標				
	刑事司	」 法手続に対する被害者領	等を含めた[国民の理解と信頼を得る。		
		【基準年次・評価総括	年次: 平成	1 5 年度】		
	達成目標					
		一」 音等に対し,被害者等通 Eな範囲で,刑事事件の		く知らせて,通知を希望する人に対 の情報を提供する。		
	指標1	通知者数	目標値等	-		
	指標 2	通知件数	目標値等	-		
	指標3	通知希望者数	目標値等	-		
評価の内容						

施策等の名称	検察広幸	検察広報の積極的推進					
目 標	基本目標	基本目標					
	検察に対	付する国	民の理解を深め),国民の信	言頼を高める。		
		【基準年	次・評価総括年	≡次: 平成 1	5年度】		
	達成目標	!					
			テにおいて , 幅 E実施する。	広い層の国	民に対し,検察の役割や刑事司法に		
	指標1		対象年齢層	目標値等	-		
	指標 2	実施状況	対象年齢層別回数	目標値等	-		
	指標3		、内 容]	目標値等	-		
評価の内容	広も対らり 報と 実と報1象に効以活」本施で活万者は率上動に施す,動のは向策るよ	が,Γ検でこ実すことり,5広察効と施てつと効小0く庁果かさ,いも果学0なホ的られ着てに的	生かりってな、、、実は、からとと同っな、、、「に、全検幅は、なり、「に、全検のにののでは、のでは、全検のには、全検のにも、なが、では、といいでは、のでは、といいでは、といいでは、といいでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、この	E る は で は で は で よ が 民 国 と な い が 民 国 と 層 い な け が 民 国 と 層 お れ に の と 層 れ た し 野 の い り の え 国 に の に の た り の こ こ に の で か ら い り か ら い り か ら い り か ら い り か ら い り か ら い り か ら い り か ら い り か ら い り か ら か か い り か ら か い り か ら か い り か ら か い り か ら か い り か ら か い り か ら か い り か ら か い り か ら か い り か ら か い か ら か い か ら い い か ら い い か ら い か ら い い り か ら い い り か ら い い り か ら い い り か ら い い り か ら い い り か ら い い り か ら い り か ら い り い り い り い り い り い り い り い り い り い	,検察の役割や刑事司法に関する広 里解を深め,国民の信頼を高めるこ		

施策等の名称	捜査に	おける通訳の	適正の確保		
目 標	基本目標	!			
	適正な	_ 通訳人の確保	のための対	策を充実さ	ぎせる。
		【基準年次・	評価総括年	次: 平成 1	5 年度】
	達成目標				
		· ·			に必要な知識及び公平・中立な通訳 ・情報の提供等を充実させる。
	指標1	実施状況	研修日数	目標値等	2 日間
	指標 2	実施状況	研修員数	目標値等	5 0人
評価の内容	庁よ義を見 中ると確かる,図交上立こも保ら講検る換記なとにす。	訳人50名が (表) (表) (表) (表) (表) (表) (表) (表) (表) (表)	が参かれる事代 かか続いないででである事かは は、たいのででででいる。 は、たいのででででいる。 は、たいのでででいる。 は、たいのでででいる。 は、たいのででは、これでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	訳人セミスの 関実体 事実際 けたのは が にの にの はで にの にの にの にの にの にの にの にの にの にの	間,中央研修として全国の地方検察 ナーを開催し,ベテランの通訳人に と判を担当している検察官による講 の講義を行うことにより知識の修稿 、 関査に必要とされる知識,公平 の が 通訳人と検察官との が の が が が が の の は り は り の の ら い う こ と は り の ら い う こ と う こ と は り の ら ら こ と う こ と し る り の う ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら

矯正職員に対する研修の充実強化

目 標基本目標

受刑者の人権を尊重した処遇が行われるようにする。

【基**準年次·評価総括年次:**平成 1 5 年度 】

達成目標

矯正施設で勤務するすべての職員に対し,質の高い人権研修を受講する機会 を与える。

指標1	上級幹部を育成するた めの研修における新規人 権研修科目の導入	目標値等	平成15年度導入
指標 2	上級幹部を育成するための研修における福祉施設の体験実習の導入	目標値等	平成15年度導入
指標3	新採用職員を対象とす る研修における新規人権 研修科目の導入	目標値等	平成15年度導入
指標4	中間監督者に対する人 権研修の受講者数	目標値等	対前年度比74人
指標 5	全施設において,医療 関係研修(精神疾患や感 染症等に関する医学的基 礎知識の付与)の実施	目標値等	平成15年度導入

評価の内容

指標1について

上級幹部を育成するための矯正研修所高等研修課程高等科研修(研修員計95人)においてカリキュラムを見直し,平成15年度から新たに「部下職員の人権意識の育成」、「医療刑務所における精神障害受刑者の処遇」等の科目を導入するなどし,例えば,被収容者処遇場面を想定したロールプレイング,事例研究を新たに実施し,幹部になった場合,部下職員に対し受刑者の人権を尊重した処遇をどのようにして指導すべきか等を学ばせた。

指標2について

平成15年度の前記研修から、研修員95人について、11の福祉施設等に分かれ、それぞれ3日間の介護体験実習を新たに実施し、高齢者及び障害者と触れ合い、その介護を直接体験させることにより、高齢者及び障害者に対する理解、認識を深めさせるとともに、豊かな人間性の醸成に努め、広く人権意識の涵養を図った。

なお,体験実習の前後において,社会福祉協議会職員を講師として招き,社 会福祉行政の実情,ボランティア活動の意義等に対する理解を深めさせ,併せ て意見交換を行うことにより,研修効果を高めた。 指標3について

新採用職員のための矯正研修所刑務官等研修課程初等科研修,法務教官及び 法務技官研修課程基礎科研修においてカリキュラムを見直し,平成15年度か ら全研修支所に「人権問題」,「被収容者処遇と国際準則」等の科目を導入し, 主な人権問題や被収容者の人権に関する条約等について講義し,矯正施設にお ける被収容者の人権について,基礎的知識を身に付けさせた。

指標4について

矯正研修所 8 支所において,矯正施設における中間監督者に対する人権研修である「処遇実務監督者研修」を実施したが,受講者数について平成 1 4 年度実績 1 7 8 人に対し,新たに行刑施設の主任矯正処遇官 7 4 人を加え,平成 1 5 年度は 2 5 2 人に対し実施し,被収容者場面を想定した事例研究に基づく討議を行うなどして,現場責任者としての理解を深めさせた。

指標5について

医療上の不適切処遇を防止する観点から,矯正施設において医学的基礎知識を付与するため,医師等による「健康状態のとらえ方」、「救急法」等を講義するなどの自庁研修を平成15年度から新たに実施し,精神疾患及び感染症に対する基礎的知識等を付与し,これら疾病を有する被収容者に対する理解,認識を深めさせ,人権に配慮した処遇の推進に努めた。

矯正施設における職業教育の充実強化

目 標基本目標

受刑者が出所後の生活に役立つ免許・資格を取得できるようにする。

【基**準年次・評価総括年次**:平成15年度】

達成目標 1

受刑者に対し,広く職業訓練の機会を与える。

指標1	受講者数	目標値等	対前年度増
指標2	受講者数 / 受刑者数	目標値等	対前年度増

参考指標 業種別雇用情勢

達成目標 2

受刑者に対し,職業に必要な知識・技能を修得させる。

指標1	職業訓練の修了者数	目標値等	対前年度増
指標2	資格又は免許の取得者 数及び取得率	目標値等	対前年度増

評価の内容

受刑者の出所後の就労に資すると考えられる資格,免許等については,前年度を285名上回る2,214名(前年比114.8パーセント)が取得していることから,受刑者の改善更生や社会復帰に資していると評価できる。

職業訓練の受講者数は,作業スペースの狭あい化による職業訓練の統廃合を行ったことから前年度を9名下回ったものの,前年度同様,高い水準を維持しており,受刑者の更生復帰に資すると考えられる職業訓練の受講機会を広く与えていると評価できる。

現在,資格,免許等の取得を目的とした職業訓練は,主に初犯受刑者が収容されている施設を中心に実施されていることから,今後は,引き続き労働需要に関する情報を収集・分析し,現下の過剰収容下においても実施可能で就職に有利となる訓練種目の企画立案を行い,併せて,累犯受刑者の訓練受講機会の更なる拡大を図る必要がある。

施策等の名称 矯正施設における教育活動の推進

標基本目標 目

被収容者が,犯罪,非行事実を客観的に見つめ,被害者に対する自らの過ち に気付き,自己の責任を自覚できるようになる。

【基**準年次:**平成14年度 **評価総括年次:**平成16年度】

達成目標

被害者の立場を理解し、被収容者の改善更生を目指す教育プログラムを作成 する。

指標

被害者の視点を取り入し目標値等し れた教育プログラムの整 備等を目的として,矯正 局,矯正管区,矯正施設 において実施された協議 会,調査の進ちょく状況

被害者の視点を取り入れた教育 プログラムの作成

評価の内容

矯正局の指定した刑務所及び少年刑務所計16庁において,被害者の視点を 取り入れた教育に係る指導要領作成のための調査・研究を実施した。各施設に おいては,指導を実践しつつ,また,研究授業の開催等を通して,同教育に係 る方法,教材,指導計画,指導要領等の見直し及び検討を行い,平成16年3 月に,調査・研究の取りまとめを行い、「被害者の視点を取り入れた」教育に ついての指導案や指導要領等を作成した。

少年院においては、平成14年4月から平成16年3月にかけて、矯正局の 指定した矯正管区において、当該管区及び同管内少年院3庁により被害者の視 点を取り入れた教育に関する調査・研究を継続的に実施し,平成16年3月に, プログラムの基本的な考え方,指導計画や指導案,教材等の在り方についての 取りまとめを行った。

また、9 庁の少年院で、被害者の視点を取り入れた教育に関する公開授業を 開催し、家庭裁判所等関係職員により、指導計画や授業内容等に係る研究討議 を実施し,指導内容等についての検討を行った。

上記実施状況のとおり、平成16年度に各矯正施設における教育プログラム を整備することを目標として,平成14年度から,矯正管区,矯正施設職員に より、「被害者の視点を取り入れた教育プログラム」の在り方について、調 査・研究を実施してきたところであるが,平成15年度の調査・研究において は,行刑施設16庁,少年施設3庁において,対象者に応じたプログラムの在 り方等についての調査・研究の取りまとめを行った。

施策等の名称				
	基本目標 1			
日				
	保護観察対象者が改善更生する。			
	【 基準年次・評価総括年次: 平成15年度】			
	達成目標 1			
	保護観察処遇の充実強化を図る。			
	指標 施策の実施状況 目標値等 -			
	参考指標 1 各保護観察号種別の類型の認定割合			
	参考指標 2 社会参加活動の実施回数,社会参加活動への保護観察対象者の参加人数			
	達成目標 2			
	指標 施策の実施状況 目標値等 -			
	参考指標 1 保護観察終了者に占める無職者の割合			
	参考指標 2 協力雇用主の数			
評価の内容	達成目標1について 保護観察対象者の処遇困難性を判別し、処遇困難とされた者の処遇を充実させることを目的とする分類処遇については、平成15年度の調査の結果分析を材料として、16年度に制度改正を行う予定である。 覚せい剤関係、暴走族関係等保護観察対象者が持つ固有の特性や問題性に焦点を当て、それに対する効果的な処遇の実施を目的とする類型別処遇については、覚せい剤事犯対象者に対する簡易尿検査の実施を始めとする本制度の適切かつ有効な活用を通じ、保護観察処遇の充実強化に努めていきたい。また、社会参加活動(保護観察対象者を、奉仕活動、自然体験活動、スポーツ活動、社会見学等に参加させること)については、前年度と比較すると実施回数は80回増加し、保護観察対象者参加人数は12人増加した上、活動内容は前年度と同様に福祉施設での介護・奉仕活動を中心に、学校・公共施設での体験活動、屋外活動先での環境美化活動等多岐にわたっている。活動に参加した少年や保護者等から得られた感想は、活動に関して肯定的な見方をしているものがほとんどであり、社会参加活動は保護観察対象者の社会適応ひいてはその改善更生に大きな役割を果たしているものと考えられる。 今後とも、保護観察対象者の特性や地域の実情等に応じた活動先の開拓、活動内容の多様化等を積極的に行うとともに、その実施方法、参加者の選定等についてさらに工夫をする必要がある。			

| 各種集団処遇については,それぞれ一定の処遇効果が期待できることから, | 今後,実施事例に係る情報の蓄積と共有を図りつつ,その充実に向けた方策を | 検討していく必要がある。

達成目標2について

平成15年の保護観察終了者に占める無職者の割合は,平成14年と比較するとほとんど変化がなく,依然として保護観察対象者の就業は厳しい状況にある。今後も保護観察対象者の就業の確保に資するために,より有効な就労指導の方法について検討していく必要がある。

全国の協力雇用主数は平成16年4月1日現在でみると,前年に比べ,49 7事業者増加している。また,被雇用者数は154人増加しており,広報活動 による一定の成果が上がっていると言える。

今後とも新規協力雇用主の確保に努めるとともに,既存の協力雇用主に対しても,保護観察対象者の雇用促進について一層の協力を求めていく必要がある。

施策等の名称 更生保護活動の推進 標 基本目標 2 目 保護司制度がより活性化される。 【基準年次・評価総括年次:平成15年度】 達成目標 保護司を幅広く確保し,研修を充実させる 指標1 目標値等 保護司の充足率 対前年増 指標2 保護司の平均年齢 目標値等 対前年減 指標3 全保護司に占める女性 目標値等 対前年増 保護司の割合 指標4 保護司に対する研修実 目標値等 前年実績を基準 施状況 評価の内容 指標1について 平成16年1月1日現在の保護司の人数は49,389人であり、定数の充 足率は94.1%である。充足率の推移を見ると,平成14年93.3%,平 成15年94.7%となっている。平成16年4月から保護司の再任年齢に一 律上限を定めたいわゆる保護司定年制を完全実施したことに伴う保護司の退任 をも踏まえ、さらに充足率を高めていくことが求められる。 指標2について 保護司平均年齢は、年々上昇し平成16年では63.3歳となっており、平 |成14年63.3歳,平成15年63.2歳と近年大きな変動はないものの, 年齢構成においても60歳以上の占める割合は69.3%に達している。近年 は、いわゆる保護司定年制を原則として実施するなど保護司の高齢化の抑制に 取り組んできたが,今後とも,若年層からの保護司を確保する取組を進める必 要がある。 指標3について 全保護司のうち女性が占める割合は、24.9%(平成14年24.2%, 平成15年24.6%)で漸増傾向にあるが、引き続き、女性保護司の比率の 向上に努める必要がある。 指標4について 保護観察処遇に直結する実践的な研修内容や研修教材となるよう考慮したが

き研修の充実化を図っていく。

社会内処遇である保護観察は,社会情勢等とも密接に関わってくるので,これらの諸情勢や対象者の資質の変化等に適切に対応するものとなるよう,引き続

上記のとおり,全保護司に占める女性保護司の割合は改善された。一方,保

護司定数の充足率及び保護司の平均年齢には大きな変化がみられなかった。

施策等の名称 更生保護活動の推進 目 標 基本目標 3 犯罪予防活動を助長する。

【基準年次・評価総括年次:平成15年度】

達成目標 1

社会を明るくする運動への参加を促進させる。

指標1	参加団体数	目標値	対前年度増
指標2	主な行事の開催回数及 び参加人員	目標値等	対前年度増

達成目標2

更生保護ボランティア団体の活動を促進する。

指標		動促進のための支援 施状況	目標値等	多彩で幅広い活動の実施	
参考指	漂 1	全国研修の参加人員	Į		
参考指	漂 2	更生保護ボランティア団体の会員数			

評価の内容

達成目標1について

全国における都道府県及び地区実施委員会を構成する機関・団体数は,いずれも前年度に比べて増加しており,本運動が着実に地域社会に浸透していることが認められる。

作文コンテストへの応募総数は,小学生,中学生いずれも大幅に増加しており,各地の教育委員会,学校に本運動の趣旨が浸透し,児童・生徒に犯罪や非行について考える場が積極的に提供されていることが認められる。

各種行事の開催回数,参加人員については,講演会の開催回数,参加人員が増加しており,保護司による非行防止教室を始めとする学校との連携推進が積極的になされていることが窺われる。

反面,その他の行事については,回数,参加者数とも,おおむね減少している。その要因としては,各地で学校との連携に関する諸活動に重点が置かれ,従来の活動内容に対する見直しがなされたことが考えられる。また,地域社会の絆の弱まりなどを背景として,これらの行事への地域住民の主体的な参加が確保しにくくなっていることも一因ではないかと推測される。

なお,これらの行事の個々の実施状況については,回数等は減少したものの,前年度同様,様々な機関・団体等と連携した子供主体の行事やスポーツ大会,親子が一緒に参加できるワークショップ等の質の高い行事が全国各地で展開されており,地域活動キーコンセプトの趣旨が浸透,各地で具体化され,子供,

【大人,親子が気軽に参加でき,触れ合える活動が多く企画されている。

各地区実施委員会からは,今後の課題として,「マンネリ化傾向」,「地域住民への浸透不足」,「他の青少年問題に取り組む運動とのタイアップが不十分」との報告があり,こうした状況を改善するために,「都道府県実施委員会が地区の活動の情報センターとなり,効果的な活動等についての情報交換を行う」,「まだ協力が得られていない市町村にも参加を働き掛ける」とする取組方針や,「学校と共同で行う行事を発展させる」,「学校・関係機関への働き掛けの時期を早める」,「非行の低年齢化から小学生にも運動の輪を広げる」,「積極的に報道機関に情報提供する」という活動方針も提案されている。

達成目標2について

全国レベルで開催した研修においては、それぞれのテーマに沿って、専門家による講演会を行ったほか、先駆的な活動を実施している地区の参加者から発表を求め、犯罪予防活動上の効果的な活動例について情報交換が行われた。参加者からは、「理論と実践の両面から、バランスの良い学習ができた。」、「他地区の効果的な活動を参考にして、今後の活動に生かしたい。」といった意見が寄せられている。

各団体においては,多彩で幅広い活動が展開されているが,今後も各団体の 自発性・自主性を尊重しながら,その活動の一層の活性化が図られるよう支援 する必要がある。

地域社会の絆の弱まりなど、地域活動を推進する上での困難な状況を背景として、更生保護女性会、BBS会とも、新規会員の獲得が困難となりつつあるため、効果的な広報活動、具体的な活動内容について積極的に助言し、組織の充実に向けた支援を行うこととしている。

更生保護活動の推進

目

標基本目標4

更生保護施設における犯罪前歴者等の社会復帰を促進する。

【**基準年次・評価総括年次**:平成15年度】

達成目標

築後おおむね20年以上経過し,老朽化が進んだ更生保護施設について,順 次改築・補修する。

指標

平成15年度に改築又は|目標値等| 補修が完了した施設数

4 施設

評価の内容

平成15年度に実施を予定した4施設の更生保護施設について,すべて予定 した整備事業が年度内に完了し,更生保護施設整備費補助金の交付に関する諸 手続を完了した。

当該施設においては,躯体の損傷や鉄筋の腐食,採光や通気性などの安全面, 衛生面の問題点が改善されたほか,狭隘な居室の解消と社会復帰のための各種 処遇を実施する集団処遇室の整備がなされるなど、居住・処遇環境の一層の充 実が図られ,処遇施設として整備された。

今後も,本事業の実施により,入所者の更生意欲を喚起し,社会適応を促進 することが期待される。

更生保護施設の中には築後20年以上を経過した緊急に改築・補修を要する |施設がなお全国で49施設あり,中には築後50年を経過する施設もあること から,その計画的な整備を推進していく必要がある。

併せて、地域に開かれた更生保護施設づくりを進める一環としての入所者と |地域住民との交流のための集会室の整備や今後増加が予想される高齢者や身体 障害者など多様な入所者に対応できる「バリアフリー化」の導入についても推 進していく。

施策等の名称	「破壊活動防止法」及び「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する 法律」に基づく公共の安全の確保に寄与するための業務の実施						
目標	基本目標	* 1					
	オウム する。	」 真理教の活動状況を明らかにすることにより公共の安全の確保に寄与					
		【 基準年次・評価総括年次: 平成15年度】					
	達成目標	達成目標					
	観察	 処分の実施を通じてオウム真理教の活動状況を明らかにする。					
	指標	オウム真理教の組織 , 活動の実態及び危険性の 解明の度合い 目標値等 -					
評価の内容	の下,危 ている事 量殺人行 一方,	食査など観察処分の実施により,教団が麻原の絶対的ともいえる影響力 意険な教義を保持している事実や,巧妙な手法で組織拡大を図ろうとし 事実など教団の活動実態を相当程度解明し,教団が依然として無差別大 行為に及ぶ危険性があることを明らかにした。 ,教団施設が所在する地方公共団体においては,依然として観察処分に 寄せられており,引き続き,観察処分により,その期待に応えていく必 る。					

「破壊活動防止法」及び「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する 法律」に基づく公共の安全の確保に寄与するための業務の実施

目 標基本目標2

内外情勢に関する情報を政府機関に提供することにより公共の安全の確保に 寄与する。

【基準年次・評価総括年次:平成15年度】

達成目標

内外情勢に関する調査を通じて得られた公共の安全の確保に関する情報を政 府機関に適切に提供する。

指標

情報提供の迅速性・適日標値等 時性,当該情報の正確性

評価の内容

国際テロや北朝鮮問題などに関して収集・分析した情報については、関係機 関に迅速・適時に提報し,提報先から一定の評価を得た。

しかし、これらの問題については、把握・解明すべき課題は多数あり、公安 調査庁として,我が国の治安の維持と安全の確保のために,より一層の貢献を 果たすためには,調査力を質的にも量的にも,一段と充実強化する必要がある。

(3) 出入国の公正な管理

施策等の名称	外国人の円滑な受入れ						
目標	基本目標						
	 我が国の国際協調と国際交流を増進し , 我が国社会の健全な発展を	目指す。					
	【 基準年次: 平成12年3月 評価総括年次: 平成17年3月】						
	達成目標 1						
	専門的 ,技術的分野の外国人労働者の円滑かつ適正な入国・在留を	実現する。					
	指標 在留資格及び在留資格 目標値等 専門的,技術的分野の 「に係る基準の見直し,手続等の簡素・合理化など,円滑・適正化のための施策の内容及び実施状況						
評価の内容	外国人IT技術者に係る告示の改正により,従来は「技術」に係る基準に適合せず,我が国への入国が認められていなかったフィリピンナムの機関が実施する試験の合格者が我が国への入国を認められるこまた,特区法に基づき外国人IT技術者に係る在留期間の伸長等の特講じたことなどにより,専門的,技術的分野の外国人労働者のより一つ適正な入国・在留の実現を図ることができた。 なお、法務大臣が告示をもって定める情報処理技術に関する外国のいては、各国との相互認証の進展を踏まえ,必要に応わいても、今定であるところ,平成16年3月31日現在におい否かにしているところである。 これらであるところ,専門的,技術的分野と評価しているところである。 これらの分野以外においても,専門的,技術的分野と評価しの入国が国社会に悪影響を与えることなく,かつ,財政と評価人の人関が自てといく必要があり,平成15年度においては、特区内の研究が国社会にまり,特区内の研究施設等においては、特での時を図っていく必要があり,平成15年度においては、特での時を図っていく必要があり,を図ることができた。 今後も、我が国における受入れ環境その他内外の状況を十分に見たの時ではの時に留意しつつ,社会のニーズ等に応える外国人の円滑ができた。	ひとう かっこう いうりん成月の 亟及と例層 試拡ミつ 国在にな管果確の めびに措円 験大々き 人留活受法を化外 っべい置滑 等をン検 労が躍入の利・国 不ト)をか に図マ討 働我でれ特用弾人 法ト)をか					

外国人の円滑な受入れ

目

標基本目標

我が国の国際協調と国際交流を増進し,我が国社会の健全な発展を目指す。

【基**準年次:**平成12年3月 **評価総括年次:**平成17年3月】

達成目標2

研修生,技能実習生の円滑かつ適正な入国・在留を実現する。

指標

適正な管理を確保した **| 目標値等**| 上での手続等の一層の簡 素・合理化など,円滑・ 適正化のための施策の内 容及び実施状況,研修生 等の適正な在留の把握や 指導の状況

研修生,技能実習生の円滑かつ 適正な入国・在留の実現

評価の内容

平成15年度においては,研修生送出国のニーズ等を踏まえ,技能実習移行 対象職種は62職種113作業に拡大し,その施策によって,従来は,研修か ら技能実習に移行できず、帰国しなければならなかった外国人が技能実習を行 うことを可能とした。

また、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」(平成14年 3月29日閣議決定)に従い,平成15年度末に推薦研修制度を廃止したが, 外国人研修生の円滑かつ適正な受入れを実現する観点から、一定の条件の下で 引き続き当該研修を研修生の受入れ人数枠等の特例の対象とすることとした。 このほか、特区における特例措置を講じたことなどにより、外国人研修生の円 滑な受入れを図ることができた。

他方、「いわゆる団体監理型」研修に係る受入れ機関の実態調査を積極的に 実施し,不正行為認定を行うことなどにより,研修生,技能実習生の適正な入 国・在留の実現を図ることができた。

なお、技能実習生に係る在留資格「特定活動」をもって在留する者の外国人 登録者数は,平成15年12月31日現在,46,352人で,5年前の平成 10年12月31日における15,486人の3倍近くとなっており,技能実 習制度が確実に定着・拡大していることがうかがわれる。

さらに,研修及び技能実習制度の適正化及び拡充をより一層図るため,平成 15年度中に実施した実態調査の結果等も踏まえ,入国管理局では,研修・技 能実習制度の見直しや、技能実習により更に高度な技術等の修得を希望する研 修生及び受入れ機関の要望に応えるため、技能実習対象職種の拡大等による技 能実習制度の拡充について、関係省庁と協力して検討を行っている。

また、技能実習に係る現行の在留資格「特定活動」について活動内容が分か りにくいとの指摘もあることから,技能実習制度に基づく在留資格であること を明確にする意味から、独立した在留資格を新設することなどを含めた必要な 法改正についても、引き続き検討している。

施策等の名称 外国人の円滑な受入れ

標基本目標 目

我が国の国際協調と国際交流を増進し、我が国社会の健全な発展を目指す。

【基**準年次:**平成12年3月 **評価総括年次:**平成17年3月】

達成目標3

学術・文化面にかかわる外国人の円滑かつ適正な入国・在留を実現する。

指標

留学生等の受入れ促進 目標値等 のための施策や文化、ス ポーツ等を通じた交流促 進のための施策の内容及 び実施状況,留学生等の 適正な在留の把握や指導 の状況

学術・文化面にかかわる外国人 の円滑かつ適正な入国・在留の実 現

評価の内容

留学生の不法残留者が再び増加傾向にあるなどの状況を踏まえ, 在留資格認 定証明書交付申請等について,従来の取扱いを改めて審査の一層の適正化を図 ったほか、教育機関に対し、適正かつ円滑な受入れに当たって留意すべき事項 を指導した。また,平成13年度に日振協を日本語教育機関の施設及び編制に ついての審査及び証明を行う事業者として認定したことにより,日本語学習を 目的として入国する留学生、就学生を受け入れることができる日本語教育機関 を告示で定める際に日振協の審査結果を参考とすることができるようになった 結果、平成15年度においても、平成14年度と同様、業務の簡素・合理化が 図られ,留学生,就学生の各種申請への対応により円滑かつ適正に対応できる ようになった。これらの施策を通じ、真に我が国で学ぼうとする留学生、就学 生の円滑かつ適正な入国・在留の実現を図ることに貢献できたものと考える。

平成15年度においては、特区における特例措置として、従来は我が国への 入国が認められていなかった夜間大学院留学生の受入れを認める特例措置を講 じ,学術交流の更なる発展に貢献したと考えられるほか,全国において行う措 置として,留学生が卒業後に就職活動を行う場合における最長180日間の「短 期滞在」の在留資格の容認等の措置を講じることを通じて,習得した知識を我 が国で活かそうとする留学生にとって、より魅力的な留学環境を整備した。

学術・文化・青少年交流は今後の我が国の国際的発展の大きな力となるもの であるとの観点から、今後も留学生、就学生の受入れ促進のための諸施策を他 の行政分野を担当する機関とも協力の上で実施していくことに加え,スポーツ, イベント、ワーキング・ホリデー制度等を通じた一層幅広く円滑な交流を支援 していくこととする。

以上のとおり,達成目標である学術・文化面にかかわる外国人の円滑かつ適 正な入国・在留の実現を図ることに貢献するための施策を講じることができた ものと考えるが、留学生の不法残留者が再び増加傾向にあるなどの状況を踏ま え,関係機関との連携を密にしつつ実態調査を積極的に実施するなど,引き続 き厳格な審査を実施していく必要があるほか,依然として,受け入れた留学生, |就学生の在留の把握や指導が適正になされているとは認められない教育機関が| 散見されており,関係機関と協力の上,留学生,就学生の受入れ及び受入れ後 の在籍管理の在り方についての改善と教育環境の整備等について,引き続き教 育機関を指導していく必要がある。

好ましくない外国人の排除

目 標基本目標

我が国社会の安全と秩序の維持を目指す。

【基準年次:平成12年3月 **評価総括年次:**平成17年3月】

達成目標

平成20年までの5年間で不法滞在者を半減させる。(注)

指標1	我が国における不法滞在 者数(推計値)	目標値等	5 年間で不法滞在者数の半 減
指標2	厳格な出入国審査,強力 な摘発,円滑な送還など不 法滞在者縮減のための施策 の実施状況		効果的な不法滞在者対策の 実施

(注)基本目標は,平成12年3月策定の第二次出入国管理基本計画に基づき設定しており,他方,達成目標は,「不法滞在者を,今後5年間で半減させ」ることを目標とした平成15年12月の犯罪対策閣僚会議における決定(「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」)に基づき設定しており,それぞれ目標年次が異なる。

評価の内容

平成15年度は,東京都内を中心とした集中摘発の実施,不法就労外国人対策キャンペーン月間の実施及び偽変造文書鑑識体制の充実等に伴う一層厳格な入国審査の実施など,総合的な不法就労外国人対策を行った結果,毎年新たな不法残留者が発生する中で,平成16年1月1日現在の本邦における不法残留者数は219,418人と,前年同期に比べ1,134人(0.5%)減少し,10年前の平成7年1月1日現在と比べ67,286人(23.5%)の減少となるなど引き続き減少傾向を維持していることから,効果的な不法滞在者対策を実施することができたものと考える。

また,全国の空港等に最新鋭の偽変造文書鑑識機器を配備し十分に活用した結果,平成15年中に出入国審査時に発見した偽変造文書発見件数は,昨年より1,066件(41.0%)の大幅な増加となる3,660件であり,新たな入管法違反者の入国阻止に効果があったものと考える。

しかしながら,不法残留者数は20万人を超えており,依然として高水準にあるほか,不法滞在外国人による凶悪犯罪などが発生している中で,我が国社会の安全を求める国民の期待に応えるためにも,これら外国人を確実に排除する必要がある。

入国管理局としては,限られた人員でより効果的な取締りの実現を目指し,科学技術を活用した出入国審査,効率的な退去強制手続のための制度の検討,情報管理とその情報の駆使及び関係機関との協力強化等により,一層強力かつ効果的な不法滞在者対策を推進していく必要がある。特に,「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」等を強力かつ着実に遂行し,不法滞在者の大幅な減少を実現することが最重要と考えている。

(4) 国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理

施策等の名称	国の利害に関係のある争訟の処理
目標	基本目標 訟務部門が処理する本訴事件を適正・迅速に処理することにより,国民の期待にこたえる司法制度の実現に寄与する。
	【 基準年次: 平成 1 5 年度 評価総括年次: 平成 2 0 年度 】
	達成目標
	訟務部門が処理する本訴事件の第1審の訴訟手続をすべて2年以内に終了 させる。
	指標 判決により終了した本
評価の内容	訟務組織が処理する本案訴訟で平成15年度中に地方裁判所で言渡しのあった第1審判決1,095のうち、訟務組織が訴状の送達等を受け,又は提訴してから判決言渡しまでの期間が2年以内のものの数は,785で,その率は71.7%であった。なお,平成15年度中に講じた施策のうち,迅速な訴訟追行について行政庁に一層の協力を求めるための各府省事務次官あて法務事務次官通知は7月16日付けで発出したが,行政庁職員に対する説明用冊子は平成16年1月に作成し,その後に説明会等を開催したこと,増員は平成16年度に認められたものであること等から,これらの施策が直ちに平成15年度の訴訟の処理期間に反映されたわけではない。 平成15年度中に言い渡された第1審地裁判決の中には,いわゆる戦後補償関係訴訟のように,所管行政庁が既に存在しないため,主張立証等の訴訟追行に困難を伴うもの、労災関係訴訟のように,業務起因性等の判断に最新の医学的知見を必要とするもの,租税関係訴訟のように課税要件の認定判断に困難を伴うものなどが含まれ,結果的に,平成15年度に地方裁判所において言渡しのあった第1審判決のうち約7割が2年以内に言い渡されたものの,残りの約3割については2年を超えることとなった。これは,上記のとおり,事件の性質や,相手方の訴訟対応等によっては,審理の長期化を余儀なくされるという外部要因とともに,裁判所の裁判の迅速化への具体的対応が、緒に就いたばかりであるといった事情にもよると思われる。今後とも,行政庁との協力関係の一層の充実・強化とともに,訴訟事務従事職員の育成と人的・物的資源の充実強化等,体制整備を図るなどして,審理の一層の迅速化に努める必要がある。

(5) すべての任務に共通の施策及び国際協力に関する施策等

施策等の名称	広報活動の	D推進						
目標	基本目標							
	国民等が,法務省の活動を理解できるようにする。							
	【 基準年次・評価総括年次: 平成15年度】							
	達成目標 1							
	法務省ホ	ームページのアクセス	件数が増	加する。				
		指標 ホームページの改訂件 目標値等 対前年度増 数,アクセス件数						
	達成目標 2							
	法の日週	- 間への参加国民数が増	加する。					
	指標 法の日週間の広報・各 目標値等 対前年度増 種行事の実施件数,参加 国民数							
	達成目標 3							
	法務省見学者が増加する。							
	指標 法務省見学の申込みの 目標値等 対前年度増 受入件数,見学者数							
	達成目標 4							
	法務省広	報誌(法務省だより「	あかれん	が」)の一般読者数が増加する。				
	だ。	法務省広報誌(法務省 より「あかれんが」) 国民等への配布数	目標値等	対前年度増				
	達成目標 5							
	法務省の業務紹介ビデオの貸出件数(上映件数)が増加する。 							
		法務省の業務紹介ビデ D貸出件数(上映件数)	目標値等	対前年度増				
評価の内容	件数は前年原	度に比して74万件(約	約31%)	なとも増加している。特にアクセス 増と大幅に増加している。 毀したので,今後は,子供によるア				

クセスの増加も期待されるとともに , トップページの全面改訂等を通じてその 内容を充実させ , アクセス件数の一層の増加を期することとしたい。

法の日週間の各種行事の実施件数及び参加者数については,共に減少した。とりわけ例年実施している各種行事(特に法律・法務行政相談)参加者の減少が著しく,天候等が影響したのではないかと推測される。また,実施件数も減少しているが,これは,行事のマンネリ化を防ぐために,複数の庁において企画の見直しを行い,複数回行っていた座談会等の行事を新たな一つの行事として集約して行ったこと等によるものと考えられる。しかしながら,一方では,法務行政を紹介したパネル展や中学校での模擬裁判等の新たな試みも行い,約3,000人の参加を得ることができた。

今後は,例えば,今回参加者数の多かった行事を充実させる,裁判員制度等 一般国民の興味を喚起するような新しい行事を企画する等して,参加者数の増 大を図ることとしたい。

法務省見学の申込みの受入件数及び見学者数については,申込みのあった団体は全て受け入れていることにより,増加している。これらの見学者に対しては,見学に関するアンケートを行い,その結果を反映させて,より分かりやすい業務説明等となるよう心掛けている。

法務省広報誌 (「法務省だより・あかれんが」) の国民等への配布数については, 平成15年1月の発刊以来, 同誌に対して好意的な感想が寄せられており, また, 同誌を設置している窓口から, 追加送付の依頼がなされるなど, おおむね順調なスタートを切ることができた。

今後とも,引き続き,法務行政を分かりやすく紹介できるような誌面作りを 心掛けていく。

なお,「法務省だより・あかれんが」は平成15年に発刊したので,前年度との比較は翌年からとなる。

法務省業務紹介ビデオの貸出し・上映件数については,外部団体等への貸出件数は減少しているが,自庁研修への活用や庁舎ロビーでの上映件数の増加により,全体の上映件数は増加した。今後とも,積極的に来庁者等の目に触れる機会を作ることにより法務行政に対する理解の増進を図っていくこととしたい。

施策等の名称	行政手続のオンライン化の推進
目 標	基本目標
	【 基準年次: 平成 1 4 年度 評価総括年次: 平成 1 7 年度 】
	達成目標 -
	指標 オンライン化終了手続数 目標値等 オンライン化終了手続数 15報 1617報 合計 66 147 16 229
評価の内容	平成15年度の目標値147に対するオンライン化終了手続数は181であった。実績値が目標値を上回った理由は、当初1件の手続として目標値に計上していた手続が、オンライン化に当たり、申請様式の違いなどから複数の手続に分割したほか、法改正により新たに手続が生じたことなどの理由によるものであり、目標値である147の各手続については、1手続を除いてオンライン化が終了している。 15年度に実現できなかった「公益法人等が有する未利用地の供用計画の確認」手続は、地価税法第6条第2項第2号イ及び口を根拠としているため、オンライン化に当たっては引き続き制度官庁(財務省)との調整が必要である。 評価結果のとおり、当初目標値より実績値が上回ったこと、平成15年度に実現できなかった1手続を今後オンライン化する手続数に加えるため、基本目標の数値を見直す必要がある。

施策等の名称	女性職	 貴の採用・登用の拡	 大の推進				
 目 標	基本目標						
	男女共同参画社会の実現に寄与するため,法務省における女性職員の採用・ 登用の拡大を推進する。						
	【 基準年次: 平成12年度 評価総括年次: 平成17年度】						
	達成目標 -						
	指標1	採用者に占める女性の割合	目標値等	【法務省(公安調査庁を除く。)】 種:採用者に占める女性の割合が試験合格者に占める女性の割合を大きく上回る状況を維持種:平成13年度~17年度を通算して30%種:平成13年度~17年度を通算して40%検事:女性の採用に努める副検事:女性の応募を促進する【公安調査庁】 種:女性の採用に努める種: 平成13年度~17年度を通算して10%			
	指標 2	各役職段階(各俸給 表の1~3級を除 く。)における女性 の割合		【法務省(公安調査庁を除く。)】 行(一)4~6級:17.3% 行(一)7・8級:6.3% 行(一)9~11級:1.5% 公(一)4~6級:3.1% 公(一)7・8級:2.3% 公(一)9~11級:2.1% 公(二)4~6級:14.5% 公(二)7・8級:3.1% 公(二)7・8級:3.1% 公(二)9~11級:5.4% 検事(役職者):3.3% 【公安調査庁】 行(一):各役職段階に占める女性の割合が全府省の同割合を大きく上回る状況を維持 公(二)4~6級:5.2% 公(二)7・8級:登用に努める			
	指標3	勤務環境の整備等の 実施状況	目標値等	仕事の進め方の見直し及び意識改革, 職業生活と家庭生活の両立に向けた支 援策の整備等			

評 価 の 内 容 目標値等の達成のために平成15年度に講じた施策がどのように貢献したか について分析すると以下のとおりである。なお,目標値等の実施結果は,採用 や昇任・昇格自体が国家公務員法に定める平等取扱の原則及び成績主義の原則 を前提としているため,平成15年度に講じた施策のみにより生じたものとは 言えないが,それぞれの施策の効果(例えば,「法務省ホームページへの女性 受験者向け専用ページの開設」という施策における「実際に女性職員がどのよ うな職務に携わり活躍しているかなどを女性職員が訴えかけることにより女性 志望者に法務省への関心を持ってもらう」という効果等)が生じたか否かによ り、当該施策が目標値等の達成のために貢献しているか否かを評価した。

> 指標1「採用者に占める女性の割合」については,平成15年度に採用の拡 大のために講じた施策(法務省ホームページへの女性受験者向け専用ページ 採用パンフレットへの女性職員のメッセージの掲載・ への女性職員の派遣, 採用事務担当者への女性職員の配置)は,一部平成1 6年度以降に効果が生じるもの(前記)もあるが、その大半は平成15年度 にその効果が及んでおり,目標値等の達成に貢献しており,目標値等の7項目 中4項目(法務省 種,検事,副検事,公安調査庁 種)が達成されているが, 未達成項目中2項目(法務省 種, 種)については外部要因(試験合格者に 占める女性の割合)が未達成に影響を及ぼした可能性もある。

> 指標2「各役職段階(各俸給表の1~3級を除く。)における女性の割合」 については,平成15年度に登用の拡大のために講じた施策(意識啓発など のための女性職員意見交換会の実施及び結果の周知, 女性職員の職域の拡大,

> 女性職員研修への派遣, 女性職員の採用・登用の拡大についての周知徹底) は,いずれも同年度にその効果が及んでおり,目標値等の達成に貢献しており, 目標値等の13項目中9項目(法務省行(一)4~6級,行(一)9~11級,公(一) 4~6級,公(一)7・8級,公(二)7・8級,検事(役職者),公安調査庁行(一), 公(二)4~6級,公(二)7・8級)が達成されている。

> 指標3「勤務環境の整備等の実施状況」については,15年度に効果が及ん でおり、目標値等の達成に貢献している。

今後の方向性や課題は以下のとおりである。

女性職員の採用・登用の拡大の推進については、法務省が策定した女性職員 の採用・登用拡大計画(「法務省における女性職員の採用・登用拡大計画」及 び「公安調査庁における女性職員の採用・登用拡大計画」) の実施を通じて行 っており,同計画の目標年次が平成17年度であることから,政策評価の評価 総括年次も平成17年度としているところである。

平成16年度は,平成17年度の評価総括に向けて,平成15年度において 講じた施策を中心に取り組んでいる。また,勤務環境の整備等については,次 世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づき,職員の仕事 と家庭の両立支援,働き方の見直し等に関し平成16年度中に策定することと されている特定事業主行動計画の施策と密接に関係するものであるため、当該 計画と連携して取り組むこととする。

なお、講じた施策が効果的であるかの測定を行うために、施策対象者の感想 を集めるなどの方策を講じ,より効果的な施策の実施に努めることとしたい。

外国の法務行政の用に供する施設の整備に係る国際協力

目 標基本目標

外務省の施策を踏まえて施設づくりのノウハウが相手国により理解される。

【**基準年次・評価総括年次:**平成15年度】

達成目標

専門家派遣及び外国の研修員の受入れ依頼に対応する。

指標1		頼件数に対する専門 派遣数の割合	目標値等	1	0	0 %	
指標2	依頼件数に対する研修 の実施件数の割合		目標値等	1	0	0 %	
参考指標 1		派遣専門家の活動!	実施状況				

参考指標 2

計画に際して専門家の助言,指導が取り入れられた施設

評価の内容

平成15年度において,専門家派遣に対する達成度は100%であり,実績 は良好である。

派遣されている専門家は課内において対象となる技術系職員から,職務経験 |年数 , 語学力 , 適性等を総合的に判断した上で選任された者である。

平成15年度において,研修依頼はなかった。

研修依頼は毎年度行われているものではなく、本年度においては相手国又は 所管省庁の判断等により依頼されなかったものと思料される。

派遣専門家の助言,指導が取り入れられた施設として,刑務所整備ではチェ ンマイ中央刑務所,サムイ地方刑務所のプロジェクトに助言,指導を行ってお り,特にチェンマイ中央刑務所は,元専門家が提案した大規模刑務所計画案の 基本コンセプトが採用され、現専門家が実施に向けての指導を行う等、実績を 生かした活動が行われている。

少年院整備ではバンカルナ少年院のコンサルタント選定,基本計画の策定, 実施設計に助言,指導が取り入れられた。

その他,リマンドホーム2施設,青少年・児童観察保護局地方事務所新営計 画では7施設において助言,指導が取り入れられた。

今後とも、派遣専門家との連携を強め支援体制を確立するとともに、将来の 派遣要請に対応できるよう各種研修等を通じて適切な人材の育成に努める等, 目標達成の実現に向け積極的に国際協力していきたい。

国際連合に協力して行う研修,研究及び調査の推進

目

基本目標

開発途上国における刑事司法運営が効率的になされるようになる。

【**基準年次・評価総括年次:** 平成15年度】

達成目標1

犯罪の防止及び犯罪者の処遇の分野並びに少年非行の防止及び非行少年の処遇の分野に関する刑事司法運営の改善及び国際協力推進のための国際研修・セミナーの実施

指標1	研修の実施件数	目標値等	8 🛭
指標2	研修への参加人員	目標値等	126人

達成目標2

国際的な刑事司法の現状や実態の分析により,刑事司法運営のより効果的な 方策を探求するための国際会議の開催

指標1	国際会議の開催回数	目標值等	1 回
指標2	国際会議の参加人員	目標値等	40人

達成目標3

国連の犯罪防止施策の強化に協力するための国際会議への参加

指標1	国際会議への参加回数	目標值等	2回
指標2	国際会議への参加人員	目標值等	4人

評価の内容

達成目標1について

研修の実施件数及び参加人員について,いずれも目標値を達成するなど,本 事業においては,アジア・太平洋諸国等の支援対象国からのニーズに応えた国 際研修を実施し,同国らの刑事司法に携わる者の知識や経験等の涵養に貢献し た。

達成目標2について

国際会議の開催回数及び参加人員については,刑事司法の現状及び効果的対策についての会議を開催し,刑事司法専門家16名が出席するなどいずれも目標値を達成し,国連の刑事司法運営のより効果的な方策探求に貢献した。また,平成17年度に開催される「犯罪防止及び犯罪者の処遇に関する第11回国際連合会議(コングレス)」の開催を控え,その準備についても議論した。

達成目標3について

国際会議への参加回数及び参加人員について,平成15年5月に開催された「第12回国連犯罪防止刑事司法委員会」に参加するなど目標値をほぼ達成し,

ワークショップを開催したこと及び国連刑事司法関係機関会議に参加するなど 目標値をほぼ達成し,国連の犯罪防止施策の強化に協力・貢献することができ た。

法制の維持及び整備に関する国際協力の推進

目

標基本目標

支援対象国の民商事法分野における法制が維持・整備されるようになる。

【基準年次・達成年次:平成15年度】

達成目標1

開発途上国などの法制の維持・整備に従事する者に対する国際研修の実施

指標1	研修の実施件数	目標値等	10回
指標2	研修への参加人員	目標值等	103人

達成目標2

諸外国の法制等の調査研究の実施

指標1	諸外国への調査職員の派遣件数	目標値等	1 回
指標2	諸外国からの研究員の招へい件数	目標値等	5人

達成目標3

法整備支援の現状とその対応策に関する国際専門家会議の開催

指標1	会議の開催回数	目標値等	1 回
指標2	会議への参加人員	目標値等	7 1人

評価の内容

達成目標1について

本事業においては,支援対象国の国内事情により目標値の達成率は80%程度に止まったが,ベトナム,ラオス等の支援対象国からのニーズにこたえた国際研修を実施し,同国等の法制の維持・整備に従事する者の知識や経験等の涵養に貢献したものと認められる。

達成目標2について

本事業では,諸外国への調査職員の派遣件数について,当初の計画どおり支援対象国の法制度及びその運用の実態について調査を実施するなど目標値を達成し,国際研修を含む今後の法整備支援の計画立案に必要な情報が得られた。

また,諸外国からの研究員の招へい件数については,当初計画どおり,ベトナムから最高人民検察院検事を招へいし,民事裁判における検察官の役割等に関する共同研究を行ったほか,アジア・太平洋諸国の法制比較研究の一環として専門家を招へいし,日本,タイ,シンガポール等の知的財産権法制に関する比較研究を行うなど目標値を達成し,支援対象国を含むアジア諸国の法制度及びその運用に関する現状と問題点について,今後の法整備支援に資する有用な情報が得られた。

達成目標3について

本事業については、当初計画どおり開催し、参加人員も当初の計画を超えるものとなるなど、目標値を達成した。

会議の内容も,国内外の法整備支援機関が行う支援の現状についての情報交換がなされたほか,法整備支援関係機関の協調の必要性など,今後の法整備支援の在り方について活発な議論が交わされ,本政策の基本目標達成のための意見,情報交換の場として,極めて有意義な会議となった。

3 総合評価方式を資料する政策

名 課 題

法制度の整備について(社会経済情勢に即応した基本法制その他の政策所管部局所管 の法制度に係る立法作業) < 中間報告 >

評価の内容 1.平成15年度に講じた施策

平成15年度に公布されたものについて,民事関係として

抵当権等の担保物権の内容及びその実行手続を社会経済情勢の変化に対応させ、 民事執行制度について権利実現の実効性を確保することを目的とする担保物権及び 民事執行制度の改善のため民法等の一部改正

民事裁判を国民がより利用しやすいものとする等の観点から、司法制度改革の一 環として,民事裁判の充実・迅速化を図るため,民事訴訟手続を改善するための民 事訴訟法等の一部改正

民事裁判を国民がより利用しやすいものとする等の観点から,司法制度改革の-環として、家庭裁判所の機能の拡充による人事訴訟の充実及び迅速化を図るため、 人事訴訟に関する手続について、旧人事訴訟手続法に代わる人事訴訟法の制定 が認められる。

国会に提出されたものとして、民事関係としては、

破産手続について、その迅速化及び合理化を図るとともに、手続の実効性及び公 正さを確保し、利害関係人の権利関係の調整に関する規律を現代の経済社会に適合 した機能的なものに改めるための新しい破産法案

株式会社等がインターネットを利用することにより公告を行うことを可能とする 電子公告制度を導入するとともに,株式会社等の合併,資本減少等の際の債権者保 護手続を簡素化すること等により会社等の運営の合理化及び効率化を図ることを目 的とする商法,有限会社法,株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律等 の一部改正法案

内外の金融情勢の変化に即応し、株式等の取引に係る決済の合理化を図るため、 株式について、振替制度の対象に加えるとともに、株券不発行制度の整備を行うこ と等を目的とする社債等の振替に関する法律、商法等の一部改正法案(金融庁と共

近年の社会経済情勢の変化等に伴い、社会における情報通信技術の発展への対応 の強化や,権利実現の一層の円滑化等を図るための民事関係手続の改善のための民 事訴訟法等の一部を改正する法案

が認められ,刑事関係としては,

組織的に実行される悪質かつ執拗な強制執行妨害事犯等に適切に対処するため、 強制執行を妨害する行為等についての処罰規定を整備する犯罪の国際化及び組織化 並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部改正法案

近年におけるハイテク犯罪の実情にかんがみ、この種の犯罪に対処するととも に、欧州評議会サイバー犯罪に関する条約を締結するため、刑事の実体法及び手続 法を整備する犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑 法等の一部改正法案

近年,外国人による凶悪事件が多発するとともに,国境を越えて敢行される犯罪 が増加しており、このような事態に有効に対処するため、諸外国との捜査協力を一 層推進し,捜査共助の迅速化を図ることが重要であるところ,平成15年8月,我 が国は米国との間における捜査共助の実行性をより一層高める趣旨から、「刑事に関 する共助に関する日本国とアメリカ合衆国との間の条約」に署名しているところ 条約を締結し、国際捜査共助法等の円滑な実施を図るため、国際捜査共助法及び組 織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案

が認められる。

2 . 評価結果

<評価期間未了>